受託研究契約書

（契約項目表）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 甲 | 国立大学法人新潟大学 | | | | |
| 2. 乙 |  | | | | |
| 3. 研究題目 |  | | | | |
| 4. 研究目的及び内容 |  | | | | |
| 5. 研究期間 | 本契約を締結した日 から 　　　　年　　月　　日 まで | | | | |
| 6. 研究担当者 | 氏　　名 | | | 所属・職名 | |
|  | | |  | |
| 7. 研究実施場所 |  | | | | |
| 8. 研究に要する経費  （消費税額及び地方消費税額を含む） | 直 接 経 費 | | 間 接 経 費 | | 合　計 |
| 円 | | 円 | | 円 |
| 9. 提供物品 |  | | | | |
| 10.ノウハウの秘匿期間 | | 本受託研究終了日の翌日から起算して５年間 | | | |
| 11.秘密保持義務の有効期間 | | 本受託研究終了日の翌日から起算して５年間 | | | |
| 12.研究成果公表の通知義務期間 | | 本受託研究終了日の翌日から起算して５年間 | | | |

甲及び乙は、上記契約項目表記載の研究（以下、「本受託研究」という。）を甲が実施するにあたり、次の条項によって受託研究契約（以下、「本契約」という。）を締結し、本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　新潟県新潟市西区五十嵐二の町８０５０番地

　　　　　　　　　　　　　　　（甲）　国立大学法人新潟大学

学　長　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　（乙）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（以下余白）

（定義）

第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

(1) 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、研究成果報告書中で成果として確定された本受託研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

(2) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ　特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、及びこれらの権利の登録を受ける権利、並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

ロ　プログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権、並びに外国におけるこの著作権に相当する権利

ハ　秘密に扱われる財産的価値のある技術情報（以下、「ノウハウ」という。）にかかる権利

(3) 「発明等」とは、知的財産権の対象となる発明、考案、創作、育成、案出その他の技術的成果をいう。

(4) 知的財産権の「実施」とは、権利が保護される国における特許法、実用新案法、意匠法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、著作権法その他の知的財産権にかかる法令が定める発明等の利用行為、及びノウハウの使用をいう。

(5) 「研究担当者」とは、本受託研究に従事する甲に属する契約項目表６に掲げる者及び本契約第６条第２項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、契約項目表６及び本契約第６条第２項記載以外の者であって本受託研究に協力する者をいう。

　（受託研究の題目等）

第２条　本受託研究の研究題目、研究目的及び内容、研究期間、研究担当者、研究実施場所、研究に要する経費並びに提供物品は、契約項目表３から９に定めるとおりとする。

　（研究協力者の参加及び協力）

第３条　甲乙のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の事前の書面による同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本受託研究に参加させることができる。

２　研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

３　研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合は、第13条の規定を準用するものとする。

　（研究成果の報告）

第４条　甲は、本受託研究が完了したときは、研究成果報告書（以下、「報告書」という。）を乙に提出するものとする。

　（ノウハウの指定）

第５条　甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについては、速やかに指定するものとする。

２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

３　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、ノウハウを指定した日から契約項目表10に定める期間が満了するまでとする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

　（研究の遂行）

第６条　甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に瑕疵があったことに起因して、甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

２　甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

　（再委託等）

第７条　甲は、書面による事前の乙の承諾なしに、受託研究の再委託等をしてはならない。

２　甲は、書面による事前の乙の承諾なしに、この契約に基づく権利及び義務を第三者に承継させてはならない。

　（受託研究経費）

第８条　乙は、受託研究に要する経費（以下、「受託研究経費」という。）を甲の発行する請求書に基づき、請求書発行日の翌日より起算して３０日以内（以下、「納付期限」という。）に納付しなければならない。振込手数料その他の納付費用は乙の負担とする。

２　乙が納付期限までに前項の受託研究経費を納付しないときは、納付期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年３％の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

３　甲は、本契約継続中に納付された受託研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合、直ちに乙に書面により通知する。その後速やかに、甲及び乙は不足する受託研究経費について協議するものとする。

　（経理）

第９条　前条の受託研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

　（受託研究経費により取得した設備等の帰属）

第１０条　受託研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

　（提供物品の搬入等）

第１１条　契約項目表９の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

２　甲は、契約項目表９の規定により乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

　（受託研究の中止又は期間の延長）

第１２条　天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

　（知的財産権の出願等）

第１３条　受託研究の実施に伴って生じた甲に帰属する知的財産権について甲が出願等を行わず、かつ、乙又は乙の指定する者が出願等を希望する場合には、別途締結する譲渡契約に従って、甲は乙又は乙の指定する者に知的財産権を譲渡するものとし、乙は自己の費用負担により出願等を行うものとする。

　（外国出願）

第１４条　前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の設定登録出願、権利保全（以下、「外国出願」という。）についても適用する。

　（甲所有知的財産権の実施許諾）

第１５条　甲は、本受託研究の実施に伴って生じた発明等であって甲が所有する知的財産権（以下、「甲所有知的財産権」という。）について、自己実施をしない。ただし、甲は第３項の許諾の後においても、試験、研究又は教育のために当該知的財産権に係る発明等を無償で実施することができる。

２　乙又は乙の指定する者から甲所有知的財産権を非独占的に実施したい旨の通知があった場合は、甲は別途締結する実施許諾契約に従い甲所有知的財産権を非独占的に実施する権利を許諾するものとする。

３　乙又は乙の指定する者から甲所有知的財産権を独占的に実施したい旨の通知があった場合は、甲は当該通知者に対し、別途締結する実施許諾契約に従い、独占的実施権を許諾するものとする。

４　乙又は乙の指定する者が、第３項の許諾を受けた甲所有知的財産権について、独占的実施権の期間中その２年次以降において正当な理由なく実施しない場合、甲は、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、第三者に対して実施権を許諾することができる。その場合乙はその実施許諾に同意するものとする。

５　乙又は乙の指定する者から甲所有知的財産権を独占的に実施したい旨の通知がないときは、甲は、乙の意見を聴取した上で、第三者に対し当該知的財産権の実施権を許諾することができる。

　（実施料）

第１６条　甲所有知的財産権を、乙又は乙の指定する者が実施するときの実施料は、別途の実施契約に定める。

　（情報の開示）

第１７条　乙は、本受託研究に関して乙の有する情報・知識等を甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

２　甲は、あらかじめ返還を条件に提供された資料を、本受託研究完了後又は本受託研究中止後乙に返還するものとする。

　（秘密の保持）

第１８条　甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、相手方より提供又は開示を受けた情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下、併せて「秘密情報」という。）について、契約項目表６の研究担当者並びにそれ以外で秘密を知る必要のある甲及び乙それぞれの役職員（以下、「研究担当者等」という。）以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、秘密情報について、研究担当者等がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者等に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

　(1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

　(2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

　(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

　(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

　(5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

　(6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

２　甲及び乙は、秘密情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

３　前２項の有効期間は、契約項目表５の本受託研究開始の日から契約項目表11に定める期間が満了するまでとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

　（研究成果の公表）

第１９条　甲及び乙は、本受託研究が完了したときは、本受託研究によって得られた研究成果について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下、「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の事前の書面による同意なく、ノウハウを開示してはならない。

２　前項の場合、甲又は乙（以下、「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面により相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断したときは当該通知受理後15日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の事前の書面による同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

４　第２項の通知しなければならない期間は、契約項目表５の本受託研究開始の日から契約項目表12に定める期間が満了するまでとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

　（契約の解除）

第２０条　契約項目表８に規定する受託研究経費を乙が所定の納付期限までに納付しないときは、甲は、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、さらに催告する際に定めた相当の期間以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

(1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

(2) 相手方が本契約に違反したとき

　（損害賠償）

第２１条　甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

（反社会的勢力の排除）

第２２条　甲及び乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

イ　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

ロ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

２　甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

(1) 前項第１号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

(2) 前項第２号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第３号の確約に反する行為をした場合

３　甲又は乙は、前項により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。この場合、かかる解除により自らに損害が生じたときは、当該相手方はその損害を賠償するものとする。

　（契約期間及び終了手続き）

第２３条　本契約の有効期間は、契約項目表５に定める期間とする。

２　本契約の有効期間満了後又は解除による終了後も、第４条及び第５条、第13条から第19条、第21条及び第22条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

３　本契約が期間満了により終了し、又は合意解除された場合、第８条の規定により納付された受託研究経費について残額がある場合は、甲乙協議の上、その清算手続きを行うものとする。

４　甲は、本契約が期間満了により終了し、又は合意解除された場合は、契約項目表９の規定により相手方から受け入れた設備を相手方に返還する。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（外国為替及び外国貿易法等）

第２４条　甲及び乙は、本契約にしたがって相手方から提供される貨物又は技術を輸出又は提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続きを行う。

２　甲及び乙は本契約にしたがって相手方から提供・支給・貸与されるいかなる貨物又は技術も大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用せず、また、かかる目的に使用されることが判明している場合は直接・間接を問わず輸出又は提供を行わない。

　（協議）

第２５条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

　（準拠法及び裁判管轄）

第２６条　本契約は、抵触法の原則にかかわらず日本法を準拠法とし、日本法に基づき解釈される。

２　本契約に関する訴えについては、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。